

その研修が修了するまでの間は、なおその効力を有する。研修の修了により、登録の更新がされたときは、更新後の登録の有効期間は、更新前の登録の本来の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

8 養子縁組によって養親となることを希望する者等に関する認定等について

- 要保護児童について、養子縁組によって養親となることを希望する者等に係る認定等については、養育里親の認定等に準じて、都道府県知事が行うものとする。

9 経過措置

- 施行日（平成21年4月1日）までの間に、養子縁組によって養親となることを希望する里親となることを希望する旨を記載した申請書を都道府県知事に提出した者については、施行日以降、養育里親とみなす規定は適用しないものとする。

【里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）の一部改正】

児童福祉法施行令

第35条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

（里親制度の見直し、小規模住居型児童養育事業の創設等に伴い、規定の見直しを行う。）

<内容>

1 職業指導里親及び短期里親の廃止

職業指導里親及び短期里親の廃止に伴い、関係規定を削除する。

2 里親支援機関の創設に伴う改正

里親支援機関の創設に伴い、関係規定を整備する。

3 里親が同時に養育する委託人数に関する改正

- 里親が同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計は6人を越えることができないとされていたところ、小規模住居型児童養育事業の創設に伴い、委託児童については、4人までに改正する（委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計については従来通り）。

- 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、2人を越えることができないこととしていたところ、次の①から③までのいずれかに該当する委託児童について、2人までとし、その他の児童も含めて同時に委託できる人数は、4人までとする。

① 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童

② 非行等の問題を有する児童

③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

- 施行日（平成21年4月1日）において現に委託児童を養育している里親は、現に養育している委託児童については、4人を越える委託児童を養育することができる。